

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 の防止に関する条例」(平成14年条例第1号)の 改正概要等

1 現行条例の概要等

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」(以下「条例」という。)は、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、住民の生活環境を保全することを目的として、平成14年に制定したものです(平成14年6月1日施行)。

四街道市では、500平方メートル以上3000平方メートル未満(3000平方メートル以上は千葉県の許可)の埋立て等については、埋立て等を行うことを許可制とし、事業者・土地所有者・市の責務をはじめ、事前協議を含めた申請手続き、埋立てに使用される土砂等の届出や安全基準、定期的な検査及び報告、立入調査等について規定しました。

平成20年には条例の一部を改正し、千葉県の埋立て等に係る条例の適用除外区域となり、500平方メートル以上の埋立て等について全ての許可を市が行うこととなりました。また、平成25年の条例の一部改正では、申請者の欠格要件について改正を行う等、許可基準の整備を図っています。

2 背景

これまで、市では条例に基づき埋立て等の許可を行ってきましたが、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染等に係る対策の強化を図るため、搬入される土砂等及び検査体制に係る基準の見直しを行うこととしました。

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例の一部改正(案)の主な内容

改正趣旨の概要

・市内における土砂等の埋立て等における土壌汚染を未然に防止する為、条例第2条に規定する特定事業で埋立て、盛土及び一時たい積を行う土砂等については、改良土を使用できないこととする。

	改正内容	改正の方法	改正趣旨	改正後の規定(概要)
1	搬入土砂等の制限	追加	搬入できる土砂等の明確化。	搬入する土砂等については改良土の使用はできない。

※ 改良土とは土砂等又は建設汚泥等にセメント又は石灰等を混合し、化学的処理をしたものをいう。

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例施行規則の一部改正(案)の主な内容

改正趣旨の概要

- ・搬入される土砂等の検査の精度を上げるため、土砂等搬入届及び地質検査等に係る手続きについて指導内容の強化を図る。

	改正内容	改正の方法	改正趣旨	改正後の規定(概要)
1	土砂等搬入届の1件あたりの搬入量の変更	変更	搬入される土砂等の検査の精度を上げる。	土砂等を搬入する際に提出が必要となる届出については、「5,000立方メートル以内ごと」から、「2,000立方メートル以内ごと」に変更する。
2	地質検査等の報告期間の変更	変更	搬入された土砂等の検査の精度を上げる。	地質検査等の実施及び報告の時期について、特定事業を開始した日から「6月ごと」から「3月ごと」に変更する。

施行期日

公布の日